

高知県公立中学校の学力問題に関する一考察

— C R T 集計結果を通して —

西 森 功 次 郎

Consideration about Kochi public junior high
school students' academic ability problem

Koujiro NISHIMORI

はじめに

今春より「生きる力」の育成を前面に掲げた義務教育段階の新学習指導要領が完全学校五日制の形で実施される。基礎・基本の定着を図るためにとして指導内容が3割カットされ、「総合的な学習の時間」という経験カリキュラムの導入など、児童・生徒の学力低下が懸念されている。これに対し文科省は、補習や宿題を奨励し、学力低下に歯止めをかけようとしている。学力向上に関しては、文科省も教育内容を大幅に削減する新学習指導要領と、完全週五日制が四月からの全面実施に伴う学力低下を危惧して2002年1月17日、教科の内容を超えた授業や、補習や宿題を奨励する新たな方針を表明した¹⁾。2001年から進めている過度の「ゆとり教育」から「学力向上」重視への転換を明確に示したが、この背景には昨年末に公表された経済協力開発機構（O E C D）の学習到達度調査で、日本の15歳生徒の「宿題や自分の勉強をする時間」が32カ国中の最低を記録するなど、学ぶ意欲の低下が深刻化している現状への危機感を考慮したことである。

また、高知県教育委員会（以下「教委」という。）は、2001年8月17日、県内公立小中学校で実施している到達度把握検査の初めての全県的な集計結果を公表した。これは、土佐の教育改革²⁾を考える会フォローアップ委員会³⁾の席上で発表したもので、全国平均と比較した正答率は、小学生（国語・算数）は全般的に高めで、中学生（国語・数学・英語）は全般的に低めの傾向であった。この集計結果を受け、土佐の教育改革を考える会フォローアップ委員会からは、「各校で積極

的にデータを公表すれば、学力保障に向けて緊張感を持った組織運営が実現するはず。」「少子化の中で私立中が定員を減らさなければ、公立中はますます厳しくなる。公立中の学力向上を、緊急で最大の課題に位置付けるべきだ。」などの提案が出された。本稿では、高知県公立中学校の学力向上のためにどのような取り組みが可能であるかを検討してみる。

なお、学力について中内⁴⁾は次の能力の一種であると述べている。まず第一に「一定の規則に従って数字（または記号）を割り当てたものを学業成績とよぶ点にあらわれるように、それは、学問や芸術など文化の伝達というかたちで、固体から固体へわかつち伝えることができるものとされる能力。」であり、第二に「この能力は、伝達される文化の内容が今日では科学文化や言語といった認識の学問と方法であることから当然に、認識の能力の一種だとすべきだろう。」と言い、第三に「その伝達が世俗化された学校教育の形式をとつて行われていることからして、認識におけるかなり現実的で実際的な部門を担当している能力。」と定義している。

また、大田⁵⁾は、「学力は、文化が固体において内面化されている状態にほかならず、逆に文化は、人間個体のなかに内面化され、学力となることを通じてのみ再創造されるものであるからである。…文化は、単なる生理的、遺伝的無条件反射としてではなくて、パブロフのいう条件反射などを含む、いわば獲得された反射として内面化されることによって、つまり学力となることを経て、人類の獲得物たる文化遺産として登録される。もっともそれが文化の名に値するために

は、ただ獲得され、つまり学習された反射としての行為であることは十分ではない。一般に、動物が学習によって習得した行為に対して、私たちは文化という名を冠しない。学力もまた同じなのではないだろうか。」と、文化との関係の深さを指摘している。そして「文化が一定の社会、『とき』と『ばしょ』によって規定された人間の集団の一つの適応体系として成立しているのに対応して、そこで生活を分かち合っている一つひとつのが固体の適応的な行為のシステムに光をあてたとき、私たちは、単に学習された行為をこえたある社会的な意味をともなった一人ひとりの個人の働きにかかわって、はじめて、もっとも広い意味での学力ということばを冠することができるのではないだろうか。」と述べている。つまり、「個人がその父母から継承した遺伝形質を含む生理的成熟と、その個人をとりまいていて存在する社会的文化的環境条件との統一という働き、つまり教育、学習を通じて、固体の中に結晶される創造力、活動的な能力のことを、私たちは学力と呼ぶのである。」と定義している。そして、「学力というのは、文化と遺伝形質、人間の歴史的・社会的経験と生理的成熟との相互関係のもとで形成されるひとまとまりのダイナミックな創造的な適応システムのことをいう。」と続いている。

また広岡⁶⁾は、学力の諸側面を表す言葉として「知識・理解・思考・判断・見通しなどの知的能力」「技能・能力などの技能能力」「鑑賞・表現などの感情能力」「興味・関心・意識・態度・習慣・創意などの態度能力」と、学力評価の内部項目（児童生徒の成績表）から学力の考え方の広さと豊かさを示している。そして基礎学力を学力一般の一部分であるとして、次の2つの対立があることを指摘している。一つは、読み、書き、計算の3Rが基礎学力であるとする立場であり、その二は、国語、算数だけではなく、社会、理科にも、さらには音楽、図工、体育などの全教科について、基礎学力にあたる部分が存するとなす立場である。基礎学力については、国語・算数の学力であると規定する第一の見解と、諸教科の底層に位置する学力部分だと規定する第二の見解とが、一番純粋な対立をなしている。そして基礎学力を「問題解決にさいして使用され、問題解決に役立つ基本的な知識・技能」と定義付けしている。そして、目指す学力形成として

- ① 与えられた物ごとを鵜呑みに受け取るのではなく、たえず真実を見、感じ、考え、追究しよ

うとする批判的学力

- ② 一問一答ですぐ話がとぎれて別の新たな話題に転じねばならない、というような脆さではなくて、一つの話題に皆が首をかしげて粘り強く追究する考え方
- ③ 実践をより高度に成り立たすための生きて働く機能的な学力

をあげている。

なお、本稿で扱う学力は、以下のような佐藤学⁷⁾の述べるものをおもと定義しておく。

「学力について議論するためには、まず学力という言葉の意味を明確にし、学力の実態を明らかにする必要があります。特に「学力」という言葉は曖昧に使われているために、議論が錯綜しがちです。文部科学省は「新しい学力観」として「知識・技能」だけでなく「関心・意欲・態度」を含む「生きる力」として「学力」を再定義しようとしていますし、また、人によっては「学力」には「見える学力」と「見えない学力」があるといいます。さらには「生きて働く学力」という言い方で、詰め込みの「学力」とは違う「学力」を表現しようとする人もいますし、「学力」を「学習の結果」ではなく「学習の能力」ととらえる主張もあります。これだけ多様な意味で使われていると、「学力」の意味を一つに確定することは不可能です。実は、「学力」の意味がこれだけ拡張しているのは、日本の教育の特異な現象です。欧米諸国において、日本で言われる「学力」の意味は存在しません。ここでは、「学力」を英語の「achievement」として定義します。「学力」という言葉は、もともと「achievement」の翻訳語ですから、この定義に意義を唱える人はいないと思います。英語の「achievement」は、その名の通り「学校で教える内容」についての「学びによる到達」を意味しています。そして「学びによる到達」は、通常、テストで測定されます。「学力」という意味は、それだけの意味しか持っていないません。この限定された意味で「学力」を定義したいと思います。ちなみに「学力」の意味が拡張したり混乱するのは、「achievement」を「力」として見ているからです。「学力」という翻訳語の漢字の意味が事態をややこしくしています。つまり「achievement」の実態ではなく機能を見て「力」と認識しているのです。しかも「学力」という言葉は「achievement」の機能である「力」を実態として認識しているから、話がややこしくなっています。「力(power)」は「能力」であり「権力」です。「学びによる到達」が、「能力」としてとして機能し「権力」として作動しているのは事実ですが、「achievement」の実体が

「能力」であり「権力」であるわけがないのです。したがって、ここでは「学力」を「学校で教える内容」の「achievement」(=学びによる到達)として定義することにします。」

I. 高知県公立小中学生の学力の現状

A. 観点別到達度把握試験（CRT⁸⁾）の集計結果より

2001年8月18日付けの高知新聞は以下のように掲載している。

「高知県教委は8月17日、県内公立小中学校で実施している到達度把握検査の初めての全県的な集計結果を、土佐の教育改革を考える会フォローアップ委員会の席上で発表した。全国平均と比較した正答率は、小学生は全般的に高めで、中学生は全般的に低めの傾向が出た。小学生の成績上位者の多くが国私立中学校に進学する影響が、数値に表れたとみられる。到達度把握検査は、子どもたちのつまずきを把握し、基礎学力向上に役立てるためのテスト。県内すべての公立小中学校で8年度から実施している。集計したのは、ほとんどの学校が採用する観点別到達度把握テスト（CRT）。小学校の国語、算数と中学校の国語、数学、英語の正答率を今回初めて全県的に集計した。それによると、小学生の国語は『理解の能力』『言語についての知識・理解・技能』など多くの項目の正答率が、全国並みかややそれを上回った。しかし中学生は、全国並みかやや下回る項目が目立った。算数と数学は、同様の傾向がより顕著。小学生はほとんどの項目が全国並みかそれ以上なのに対し、中学生は多くの項目が全国を下回った。また、中学英語は全般的に全国より低めの傾向が出たが、『話すこと』『聞くこと』などコミュニケーション能力は全国並みの結果となった。このデータは公立小中学校のみで、国私立校は含まれていない。このため小学校の成績上位者の多くが国私立中に進学するという本県特有の現象⁹⁾が、数値に出たとみられる。ただ、中学生は学年を追うごとに全国平均との格差が縮まっていく傾向が見られた。・・・

・・・同委員会は同市本町5丁目の高知会館で開かれ、5人の委員¹⁰⁾全員が出席。『教員の資質・指導力の向上』と『基礎学力の定着と学力向上』の2つのテーマで、教育改革の検証と総括に向けて意見を交わした。CRTの集計結果に関して、委員からは『各校で積極的にデータを公開すれば、学力保障に向けて緊張感を持った組織運営が実現するはず』『少子化の中で私立中が定員を減らさなければ、公立中はますます厳しくなる。公立中の学力向上を、緊急で最大の課題に位置付けるべきだ』など

の提案が出た。また、教職員の資質・指導力の向上では、管理職登用の在り方に対する意見が続出。『登用審査だけでなく、周囲からの推薦による登用も認めたらいい』などの意見が相次いだ。』

土佐の教育改革も2001年度で5年目を迎え、教委は「検証と総括」の年と位置付けている。同教育改革の3つの柱「教員の資質・指導力の向上」「子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上」「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」のうち、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」は、地域教育指導主事¹¹⁾を中心に活発になされているといえよう。ただし、「子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上」は県内公立中学校ではまだ満たされていないのが現状である。単に「ドリル主義」に走らず、腰を据えた長期的な展望を期待する。

B. 高知県C市の公立小中学生の学力

高知県C市は、「児童生徒一人ひとりの学習内容の理解度やつまずきの状況を把握し、個に応じた学力の向上を図ること」を目的に、1994度より「学力向上のための基礎調査」を実施してきた。初年度は、小学校2・4年の国語と算数、中学校1年の国語、数学、英語の学力診断テストを全市的に実施している。その後1997・1998年度は市内全小中学校の全学年で、1999年度からは小学校2・4・5・6年の国語と算数、中学校1年の国語、数学、英語及び中学校2年の数学について継続的に実施し、その結果を個々の児童生徒の学習指導に役立てている。

高知県C市の資料（図1参照）を見ると、国語、算数・数学は学年を追うごとに各領域の通過率が低下しており、前述した県内公立中学校のCRT結果とほぼ一致しているといえる。

教委は、この到達把握推進事業を県費で半額を負担する形で実施しており、予算的には毎年約3千万円（補助金）である。この事業の実施にあたり、1994年度から「児童一人一人の学力を把握するための検査等の実施状況調査」とした県内の実態調査を行い、結果、小学校314校中93校（29.6%）、中学校135校中46校（34.1%）、1995年度には、小学校314校中147校（46.8%）、中学校135校中68校（50.4%）、1996年度は、小学校314校中191校（61.2%）、中学校135校中92校（68.1%）が実施していた。1996年度の同事業概要を

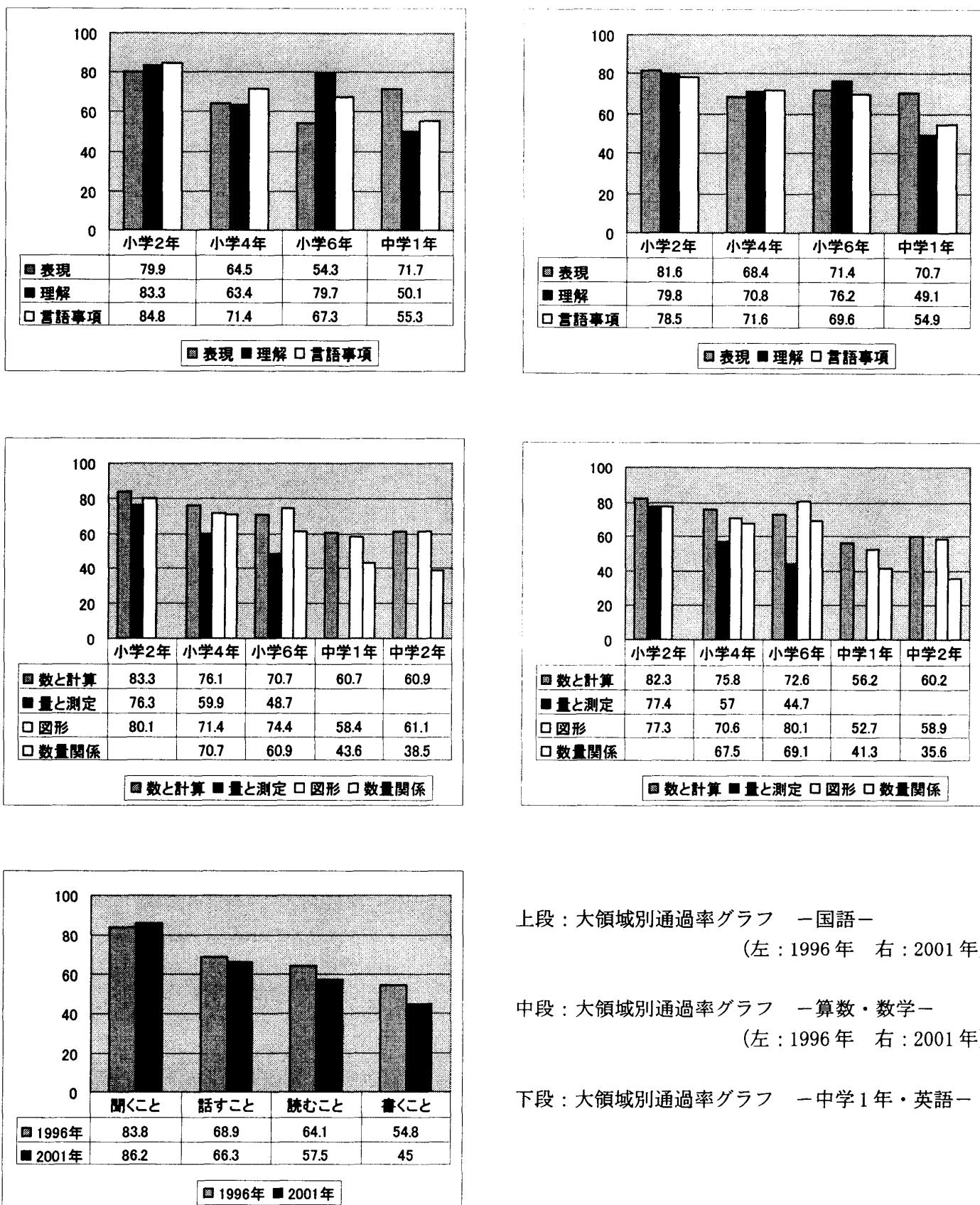


図1 学力向上のための基礎調査（高知県C市）

区分		補助対象基本額	補助額
児童生徒基本額		(児童数+生徒数) ×2教科×290円 (A)	(A) × 1/2 円以内
対象学年：小学校4・5・6年		(児童数+生徒数は合計後に10人未満切捨て)	
中学校1・2・3年			(千円未満切捨て)
学校基本額（1校当たり）		20,000円以内	10,000円以内
TT推進校	小学校（1校当たり）	30,000円以内	15,000円以内
	中学校（1校当たり）	50,000円以内	25,000円以内
市町村・学校組合基本額		40,000円以内	20,000円以内
補助率 補助対象経費の1/2以内			

図2 1996年度高知県到達度把握事業補助金補助率及び補助額

みると、補助率及び補助額は、図2のとおりである。

II. I E A調査による日本の小中学生の学力

A. 日本の子どもの学力

国際教育到達度評価学会（I E A）は、これまでに第1回1964年、第2回1980－81年、第3回1995年（第2段階1999年）の3回国際調査を行っており、我が国では国立教育政策研究所が参加機関として調査の実施・分析を行っている。その結果¹²⁾、「日本の学力は下がっている」と言われるが、中学校の1・2年段階では、3回の調査を見る限りその兆候は見られない。また、「日本の子どもは思考力が弱い」と言われるが、どの国も同じように「思考力は弱い」という状況であった。また、不登校や問題行動が大きな社会問題となっているが、諸外国に比べるとその頻度は低い方であった。

B. 学力低下問題

この問題に対しては、田中¹³⁾は、「1999年の上半期あたりから、「学力低下」や「学力危機」ひいては「学力崩壊」といった言葉がマスコミに登場するようになった。戦後の学力問題史を縹いてみると、「低い」学力が社会的な話題になったのは、戦後初期のいわゆる「新教育」期と1970年代初頭の「現代化」期であり、そ

れぞれ「新教育」や「現代化」の妥当性を問いつつ、やがてそれらの原理を転換させる導火線の役割を担うことになった。ややうがった見方をすれば、むしろ原因となる当時の支配的なパラダイムを炙り出すために、「低い」学力問題が意図的に惹起させられたという面も否定できない。このたび「学力低下」問題は、「分数ができる大学生がいる」という衝撃的なメッセージに代表されるように、とりわけ大学生の学力問題を発火点にしていることが特徴である。しかしながら、その衝撃波は、大学生の学力問題にとどまらずに、この間とられてきた「新学力」観にもとづく教育課程政策や受験制度の是非にまで及ぶ勢いを示しつつある。」と述べ、「学力低下」論に対して問わなくてはならないのは、

- ① どのような根拠でもって学力低下というのか
- ② その学力低下の原因はどこにあると考えているのか
- ③ 何をどのように改革したらよいと主張しているか

第1回1964年 国/地域(12)	第2回1981年 国/地域(20)	第3回1995年 国/地域(41)	第4回1999年 国/地域(38)
1 イスラエル	1 日本	1 シンガポール	1 シンガポール
2 日本	2 オランダ	2 韓国	2 韓国
3 ベルギー	3 ハンガリー	3 日本	3 台湾
4 西ドイツ	4 フランス	4 香港	4 香港
5 イギリス	5 ベルギー	5 ベルギー	5 日本

図3 I E A調査結果に見る中学生の学力（数学）

るのか

の3点であると指摘している。以下の4つの視点（「学力水準」「学力格差」「学力構造」「学力意欲」）から子どもたちの学力実態を考察している。

1. 「学力水準」の視点

「学力水準」とは、狭義の測定可能学力を対象として、学力調査によって当該集団の平均値を算出したものをいう。「学力低下」が問題になる時には、主にこの「学力水準」の低下が問われているといってよい。このたびの「学力低下」議論に対しては、先の第17期中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（1999年12月16日）では、文部省の「教育課程実施状況調査（1993年～1995年）」と「第3回 I E A国際数学・理科教育調査（1995年）」の結果を引いて、「学力低下」に対する否定的な見解が示されている。

2. 「学力格差」の視点

「学力水準」が高いとしても、それはあくまでも平均値であって、子どもたち全員が高いとは限らない。むしろ、「学力水準」の高さが、「学力格差」の存在を死角にしてきたという面は免れないであろう。この「学力格差」の問題は、1970年代の初めには「落ちこぼれ・落ちこぼし」問題として登場し、天野・黒須調査¹⁴⁾において、小学校4年生から学力格差が顕在化して、小学校6年生では国語で24.8%、算数で16.9%の学習遅滞（その児童の学年より下の学年の平均得点を下回る場合）が生じ、そのような学習遅滞状況は中学生になっても継続していると指摘されるようになる。

3. 「学力構造」の視点

「学力格差」の視点が主に「低学力」の子どもたちの学力問題を照射するすれば、「学力構造」の視点は一般に「学力水準」が高いと考えられてきた子どもたちの学力問題を暴き出すことになる。この視点は、はやくに大田堯が「問と答との距離が非常に短くなっている」と指摘し¹⁵⁾、中内敏夫が「病める学力」と称した問題¹⁶⁾であり、1975年には「四本足のニワトリ」論争として焦点化された問題¹⁷⁾である。「意味」を不問にして「（計算操作などの）解放パターン」をひたすらに暗記する悪しき「受験学力」の姿であり、「分数ができない大学生」¹⁸⁾とは、まさにこの「学力構造」に原因

があるといえよう。

また広岡¹⁹⁾は、他人の命令のものに動くための知識や技能の熟練が主となる低い教育理想の下の、脳ずいが断ち切られて手足だけになった学力であり、肝心のときに役に立たない学力であると評している。

4. 「学習意欲」の視点

先の I E A調査で同時に実施された「学習意欲」に関する項目で、日本の子どもたちは数学への否定的な反応示していたのは周知のとおりである。我々現場教師を含め数学教育関係者を落胆させた項目である。

III. 高知県公立中学校の学力向上のために

A. 授業改善

筆者は、学力向上のために本県の教師が第一に実行しなければならないことが授業改善であると考える。前述の I E A調査でも、全国的に見ると小中学生の学力は低下していない。しかし、学習意欲という項目において日本の子どもたちは、「数学は日常生活に役に立たない」「数学の体系は固定していて変化に乏しい」「できることならこれ以上数学を学びたくない」という否定的な反応を示していることはよく知られている²⁰⁾。その学習意欲が、深く生活意欲に根ざし、その生活意欲が社会環境の急激な変化によって衰弱を余儀なくされていることも事実であるのだが、まず学校現場でできることから始めていかなければならない。「答え重視」「手続き中心」ではなく、理解を中心とした子どもが創造性を発揮できるような教室文化を創り出すために、次のような取り組みが必要であろう。

1. 学校裁量予算について

教員の授業実践の向上になくてはならないものが、指導を受ける講師の招聘や教材に使用する備品の購入である。つまり何をするにも先立つものが必要となってくる。しかも年間予算が年度当初から決まっており、費目流用ができないのが一般的である。例えば、講師謝金を備品購入にあてることはできないのである。学校予算が節を問はず一括で執行できれば学校としてはとても便利であるが、これをある程度実現しているのが高知県南国市²¹⁾である。

この学校裁量予算は、10款2項2目19節及び10款3項2目19節に位置付けられていて、小学校教育振興

費の中の補助金及び中学校教育振興費の中の補助金である。したがって、学校に定められた予算を市から学校への補助金として支出し、予算計画は補助金の範囲内で学校が立案している。市の方では、補助金として一括で支出しているので、市の方で予算を操作する必要はない。この予算は、1999年度より予算化されており、本年度で3年目を迎える。初年度（1999年度）は、一律で小学校20万円、中学校25万円で予算化され、総額385万円の事業であった。2年目（2000年度）は、一律小学校22万円、中学校27万円で予算化が行われ、総額421万円の事業となった。本年度（2001年度）は、傾斜配分を導入し、学校規模に応じて30万円から44万円の幅を持たせ、総額720万円の事業として執行されている。

この制度に関して

- ① 導入経緯については、今日の校長裁量権の拡大の方向性に沿って、南国市独自の施策として学校裁量による予算を検討した結果である。また、土佐の教育改革の3本柱である「子どもたちの基礎基本の定着と学力の向上」に沿った事業にすることも年頭に置かれていた。また、「教員の資質・指導力の向上」については、子どもたちの学力向上を図ろうとすれば、この柱の主旨は必然的についてくるものとされた。
- ② 金額の根拠については、事業初年度については、各校20万円程度が適当であろうと事務局内部で検討し、予算化された。
- ③ 実際の用途は、県外先進校の視察、中央講師の招聘など校内研修の充実に当てられている。
- ④ 地教委への報告と決算の手続きについては、通常の補助金の支出・決算手続きで行われており、地教委への報告は、実績報告書、決算報告書をもって実施。また、補助金の申請の際に、講師謝金、旅費、需要費、役務費など事業構成に基づいて各校が計画を立てるのが、費目流用の必要が生じた場合は、変更申請に基づき予算の範囲内で校長が自由に執行できる。

他の市町村と同様、財政事情はよくないが、教育長の教育への情熱により年々増加がなされた。また、当然のことながら市長が教育振興に大きな期待を寄せており、からこそ増額が実現されている。

2. 高知県独自の研修の活用

高知県の公立中学生の学力向上のために何ができるか。それはやはり児童生徒が日々最も関わっている授業を充実させることである。学力は学校で、という基本に立ち返り教師が本来の教科指導の力を発揮できるよう行政研修を教科指導の研修にあてることはできなかろうか。

具体的には、5年次・10年次・15年次研修の内容を全て教科指導にあてる。高校入試考査を考慮すると、5教科（国語・社会・数学・理科・外国語）の教師が妥当で、年次研修対象者は、全員その年に自校（もしくはその他）において必ず授業公開を行い、全国大会²²⁾のレジュメの内容と同レベルの検討会を行なう。指導者は、県内大学の教授（足りなければ他大学からエキスパートを招聘する。）、教育センターの指導主事、教育事務所の指導主事、教委推薦のベテラン教師がチームを組み複数で一人の教師に当たり、よい実践者は全国大会に出場し研究を深める。人権教育等の研修は、教育事務所単位で行う。

行政研修の問題点として小島は、「行政研修が教員研修の基本的な形態であるという行政側の受け止め方に立つ研修政策・行政であり、したがって、その他の研修については行政当局が認めたものしか研修たりえないということ、つまり職務命令か義務免の研修の形でしか研修形態が存在しないとする行政解釈のためである。さらに、研修が、本来、教育実践の必要という、教師の要請によって主体的に求められるものにもかかわらず、行政研修の企画立案、運営、参加手続きなどが教員（団体）がタッチしえないままにすすめられているという事実である。しかも、研修業績（研修の種類、研修回数など）が人事、給与等の評価基準となっているのが現実であり、いわば学校内部と教育慣行として自主的・自律的に形成された規範によってではなく、主として行政的規範によって運営されているという事実である。このような問題を解決する一つの手立ては、教師が求める研修条件を行政側が整備し、かつ、教師と共に研修を企画・運営する慣行の確立であろう。」²³⁾と指摘している。

教員の研修は本来自主性を尊重しなければならない。しかし、土佐の教育改革では、開かれた学校づくり等地域教育には生徒、保護者、教師、教委、高知県教職員組合等が手を組み実現してきた。

また小島は、「教育基本法10条で期待されている教育実践に関する自律性を実現し、国民に対する教育責

任を果たすためには、教師が教育実践を効果あらしめ、子ども・青年の人間的諸能力を発達させていくうえで、教育の内容と方法について不斷に研究することは、彼らの責任であるとともに権利でなければならない。」²⁴⁾と指摘している。教員の研修は、一般公務員にとっての研修（地方公務員法39条）と区別して、あるいはそのうえに教育公務員の研修について定めているのは、自主研修も含め研修は教師の職務の一つとして評価されているからである。

3. 指導主事制度の見直し

前述したが、やはり指導法の改善や最新の情報を与えてくれる指導主事の存在は大きい。しかし、学校訪問などで授業に関する指導を行う指導主事は、教育事務所と教育センター（ここは同和教育など教科外が多い）からの派遣がほとんどで、市町村レベルではごくわずかである。一般に現場教師にとって指導主事は、「上から指導するもの」「何か遠い存在」であり、彼らの仕事の内容はほとんど知らない。ここでは、教科指導を主としたより学校現場に近い存在の指導主事を模索してみたい。

指導主事は旧憲法の下の視学に当たるが、視学制度は指揮監督的性格が強かったことの反省から指導主事には指導と助言に当たる専門職としての性格を持たせた。指導主事は上司の命を受けて職務を遂行するため、行政的性格をもつようになり、一般に事務吏員に位置づけられている。また、学校に籍を置いて教員身分のまま指導主事の職務に従事する「充て指導主事」があるが、職務上の区別はない。現在、指導主事は、配属場所によって職務も異なるが、一般的にその職務内容は内部の指導事務と学校・教員に対する指導助言に大別できる。買手屋によると²⁵⁾職務事務の実態は、指導事務の比重が高く、指導助言に充てる割合は少ないという。東京都の例では、指導主事の業務内容別の従事時間の比率は、資料作成が40%で、委員会等への出席や企画立案などが続き、学校に対する指導助言はわずか10%弱だという。デスクワークが多い分、学校現場にはその姿が見えにくい。

筆者は、下記の指導主事増員論と指導主事資格制度復活論に賛同する。高知県の現状を考慮すると、専門的な指導力を備えた教師の増員は必須の条件である。

指導主事増員論者として、佐藤晴雄は²⁶⁾、「指導主事の増員と配置が進められ、その専門性が十分に發揮

できるような条件整備が、まず教育行政で手懸けられる課題だと思われる」と指摘し、指導主事資格制度復活（肯定）論者として坪井は²⁷⁾、「指導主事の資格向上のためには指導主事の資格制度を復活させるとともに、例えば専任指導主事を教育委員会の教育課程担当の教育次長職へ、さらには教育長への道を開くなど、自律した教育指導行政専門職員の養成・採用・研修体制の抜本的な改善が急務である。」と、高橋は²⁸⁾、「学校指導職の資格制度について考察するならば、…校長・教育長・指導主事資格制度に目を向ける必要がある…学校指導職の免許・資格制度について考える場合、教育学とりわけ教育行政・制度・学校経営研究の質に対する吟味もまた避けて通ることができない。」と指摘している。

現在高知県の市町村教委の指導主事及び研修指導員²⁹⁾は、その業務のほとんどは指導行政事務で、校内研修等授業改善では調整役であり、その本人が直接教科指導を行なう場合は極めて少ない。十分な実力を備えた指導主事が、各町村教委に2名配置されると便利である。これらの指導主事には、市町村教委配属前に付属校（県外も可）で1年間しっかりと教科指導、授業実践を行い実力をつける。その上で配属先の地教委では指導行政事務を最低限度のものに抑え、自らも授業実践を行う。こうすると学校現場に即した指導体制が可能となり、教員のレベルアップにつながる。

筆者が、1998年に指導事務担当者（高知県東津野村）となったとき、まず驚いたことは関係書類の多さであった。「この世にこんなに多くの書類があるのだろうか」と、正直思った。教委や教育事務所などに提出する「受理事項」や「行政要求による研究調査」の書類は、小学校3校（2校は複式校）・中学校1校の小規模の地教委でも、年間A4ファイル10冊ほどになる。地教委用の提出期限を決め、上司の決済をもらい鏡文を付けて各学校に発送する。それらが返ってくると、不備が無いかどうか確認し、上司の決裁をもらって依頼先に提出する。その際控えとしてすべての提出文書をコピーしておく。その他「授業」「主催研修の企画立案」「外部来庁者との面談」「電話・出張・移動」等があり、取り扱う文書類はトータルで年間A4ファイル50冊は下らない。また、現場教員のときにはあまり意識しなかったのが「学校予算」である。講師謝金や旅費、需要費など事細かに執行区分が決められ、適性執行できているかどうかのチェックが入る。次年度の予算

編成時には、見積り書を3箇所ほどから集め根拠とし、厳しい査定を受ける。このように教育行政分野で働くことの意義は、私個人にとってとても大きいものであった。学校現場では見えなかった所属校の評価や学校像、教師像が外部から見ることができ、教育に関する法規を意識し、教員は教育公務員であり、かつ、地方公務員であるという意識をもつことができるようになった。これらのこととは、今後の教員生活を過ごす上で大変貴重な経験³⁰⁾であった。

B. 運動部活動の指導の見直し

中学校における部活動は、生徒指導上大きく貢献している。生徒は体を動かしたり、文化的な活動自体を好み、人間関係を学んでいく上でも貴重な活動である。しかし、勝利至上主義に代表されるように過剰に運動部活動を行う教員も存在することも事実である。著者の知人に、「野球を指導するために教師になった」という体育教師がいるが、これはこれで意義のあることだと思う。しかし教科指導の面では、公立高校入学検査を考慮し、5教科（国語・社会・数学・理科・外国語）の教員は、やはりまず第一に教科指導を重視すべきであろう。教員も10年選手になれば、学校行事や教科指導等の年間の流れは把握している。そうすると運動部活動に力を入れるあまりに教科指導がおろそかになりがちである。教師のレベルアップを図らないと生徒の学力向上はありえない。土佐の教育改革の3つの柱の1つ、「教員の資質・指導力の向上」とは、まさにこのことを指摘している。

中学校や高校の運動部活動については、2000年8月「スポーツ振興基本計画の在り方」について提言した旧文部省の保健体育審議会の答申で、”学校の体育施設を地域のスポーツクラブなどへ開放する””地方の競技団体や地域スポーツクラブの指導者が各学校の要請に基づき、運動部活動を指導できるようにする”など部活と社会体育を相互乗り入れさせる場合の道筋が示された。また、多くの中学校で生徒を部活動に全員参加させることによって代替していた正課のクラブ活動が新教育課程では廃止された。これにより、部活動の位置付けは移行初年度の2000年度から完全に教育課程と切り離された格好になっている。ここでは、これから運動部活動の指導のあり方を保健体育審議会答申の改善策や事業を踏まえ検討していきたい。

1. ゆとりある運営

尾崎は³¹⁾、中学校や高校の運動部活動の現状を頭から批判することもできない理由として、「現在のジュニアスポーツの指導者の間に蔓延する雰囲気が、ある部分指導者を勝利至上主義に駆り立てている。」と指摘している。そして「日本は学校の運動部活動がスポーツの中心にある。そして、ほとんどの子どもたちが小学校、中学校、高校、大学と違う学校に進学していく、指導者も環境も変わっていく。一貫した指導を受けることはまずない。しかもそれぞれの学校段階で年に数回にわたり全国大会が開催されている。「自分が指導している間に勝たせたい」というのが指導者の心理であり、また義務だと考える人がいても責めることはできない。このような現状からすると、運動部活動が全ての子どもにポジティブな影響をもたらしているとは考え難い。」と述べ、運動部に健全な社会の機能を持たせるために次の6点を挙げている。その一は生徒の発育に沿った活動の展開、その二は自主的自発的な活動の尊重、その三は活動をオープンにすること、その四是社会を開くこと、その五はゆとりを持って活動すること、その六は指導者の質の向上を図ること、である。

2. 総合型地域スポーツクラブとの連携

文科省は、各年齢層の多様な技能レベルのスポーツ愛好者が参加できる、新しいタイプの地域スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）を育成・定着していくことが必要であるとし、1995年度から総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を実施し、先導的なモデル事業を実施する市町村に対し、助言を行うとともにその経費の一部を補助している。

総合型地域スポーツクラブとは、主にヨーロッパに見られる地域スポーツクラブの形態で、地域で子どもから高齢者、障害者まで様々なスポーツを愛する人々が参加でき、

- ① 単一種目ではなく、複数の種目が行える
- ② 地域スポーツセンター等を活動の拠点とし、学校体育施設や公共スポーツ施設との連携を図りながら、定期的・計画的なスポーツ活動を可能にする
- ③ 質の高いスポーツ指導者による、個々のスポーツニーズに対応した適切な指導が行われる等の特徴を持っている。

この事業は、1995年度から2000年度にかけて全国で19ヶ所で展開されているが、市民スポーツクラブの育成が中心で、部活動との連携ないし部活動との関係を考慮した実践が少ないといえる。中学校の部活動との連動がうまくいっている事例として愛知県半田市の「成岩スポーツクラブ」があげられる。それは、このスポーツクラブがそもそも小学生を対象としたスポーツ少年団と中学校の部活動の問題点を克服することから始まったため、最も部活動のことを考え実践活動を行っているからである。

また部活動の社会教育へ移行の提言は、以前から文部省の委員会をはじめ日本教職員組合などから出されていたが、具体的な提言が出されるようになったのは1990年代になってからで、学校五日制の導入との関係からである。総合型地域クラブと連動した部活動の改革の事例として、新潟県長岡市教育委員会の「学校ネットワーク化」と静岡県教職員組合の「総合型地域クラブへの移行」がある。

3. 校長と部活動担当教師の意向

2000年11～12月に行われた全日本中学校長会（高木清文会長）のアンケート調査（全国423校、回収率95%）によると³²⁾、中学校の部活動は早く社会体育に移行させるべきだと考える公立中学校の校長が5割弱に上がることが明らかになった。しかし、依然として「運動部活動は学校で」といった考え方がある、地方の学校スポーツ団体関係者を中心に根強いという。集計結果によると、部活動について悩んでいるかどうか聞いたところ、「非常に」と答えたのは10%、「かなり」が36%で合わせて5割弱の中学校長が運動部活動を学校運営上の負担を感じている。「悩み」の具体的な内容について項目では「指導者の問題」37%、「施設・設備」14%、「予算」12%で、「その他」も小規模校の回答を中心にしており、その内容は「生徒数の減少による部活動の廃止」といったものだった。指導者に関する問題は、「顧問の負担が過重」29%、「顧問が専門的な指導をすることができない」27%、「顧問の数が足りない」21%が悩みのベストスリーであり、また、大規模校を中心に「熱心な顧問とそうでない顧問との差が大きい」の回答も13%あった。また対外試合などに問題を感じていないかを項目を挙げて一つだけ選ぶと「試合の数が多くすぎる」が33%で最多。また、保護者との関係でそれぞれ何を悩んでいるかでは、保護者の部活動

に対する期待が大きすぎて、優れた顧問の教員が移動したり、その結果廃部になったりすることに文句を付けるなど「学校の実情を理解していない」が53%に上がっている。部活動は学校や教員にとってはサービスなのに、といった思いが反映されているものとみられる。一方、「悩みはない」も34%あった。運動部活動を今後、地域のスポーツクラブなど社会体育に移行させることについては「すぐにでも実現してほしい」7%、「条件を整えつつ早い時期に実現して」40%で合わせて5割弱がいわば移行積極派で、「部活動が悩み」だとした先の約5割の回答とほぼ符合する。報告書は「徐々に実現して」までを一つにまとめ、「社会体育への移行を望んでいる校長は85%」と見なしている。また、今後誰が指導をすべきか聞くと、従来通り「教員が指導者・顧問となるべきだ」は5%、「主に教員が指導し、不足分は外部指導者で」が51%で、依然として教員に依存する考えが過半数を占めた。今後の部活動のねらいをどう考えるべきか聞いたところ「好ましい人間関係について学ぶ」27%、「趣味の充実・個性の伸長を図る」17%、「体力・技術の向上を目指す」16%と続いた。

一方指導する教員では、1999年夏に実施された岡山県中学校運動部活動顧問教員1219名のアンケート調査によると³³⁾、保健体育の部活顧問教師は部活を大いに意義のあるものと認め、熱心に指導している者が多く、指導上の悩みは校務等で忙しく十分指導ができないことである。地域との融合には反対の者が多く、もし部活と地域スポーツ活動が融合した場合、地域スポーツクラブで指導をしたいと思っている者は半数弱であることが示された。また、その他の部活顧問教師は指導に熱心な者は保健体育教師と比較し少なく、指導に自信のない者が多く、忙しくて指導が十分できないで悩んでいる。部活と地域との融合には半数の者が賛成しているが、多くの者は融合した地域スポーツクラブでの指導を望んでいないと答えている。校長は運動部活動を社会体育に移行させたいが、担当教員は移行には賛成の意見が見られるが、地域での指導は消極的であるといえる。また、「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」をについての認知度は、体育教師では「クラブの育成事業については聞いたことはあるが内容がよくわからない」者が39.1%、「このような事業は全く知らない」36.2%であった。その他の教師では「このような事業は全く知らない」者56.6%で半数

を越えている。また、聞いたことはあるが内容がよくわからない者は29.8%いる。体育教師で75%の者が、その他の教師では86%の者が「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」について内容を知らないと答えている。知っている者の中では、体育教師、その他の教師とともにその実現は難しいと答えている。部活と地域との融合について全体的には賛否合い半ばしているが、体育教師は消極的意見の者が多い。部活をやめて地域スポーツ活動に移行することについてその他の顧問教師は過半数が賛同しているが、体育教師は6割もの者が反対している。部活と地域スポーツ活動が融合する場合の問題点として、地域指導者とのトラブル、施設管理、生徒指導等で問題があるという者が多い。このことについては体育教師、その他の教師に意識の差は見られない。部活と地域スポーツが融合した場合多くの顧問教師は地域のスポーツ活動への参加は消極的である。その傾向は特にその他の顧問教師において著しい。ほとんどの中学運動部顧問は部活を教育的・指導上有意義であるから忙しいとは思いながら引き受けているといえる。部活が地域スポーツクラブへ移行することで生徒への教育・指導が十分発揮されなくなる、という思いが部活と地域スポーツクラブとの融合を消極的にさせているように思われる。また、部活が地域スポーツクラブに移行した場合、そのクラブへの指導を積極的に行おうと思う者が少ないので仕事が忙しいのでこの際やめたいと思うものが多いことと、地域スポーツクラブでの指導は学校運動部と違い様々なメンバーを直接指導しなければならないため学校運動部よりもより一層忙しく、なおかつ指導力を問われそう、ということで躊躇する者が多いようである。

1997年12月に出された「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」の「これから運動部活動の在り方・第1章基本的考え方」では³⁴⁾、"開かれた運動部活動"として「これらの学校は、家庭や地域社会とともに子どもたちを育成する開かれた学校となることが必要であるとされているが、運動部活動についても、学校はできるだけ開かれたものとし、保護者や地域の人々に、自らの考えや現状を率直に語るとともに、その意見を十分に聞く努力を払うことが望まれる。また、運動部活動の展開に当たっては、指導に際し地域の人々の教育力の活用を図ったり、家庭や地域社会の支援をいただくことに積極的であってほしいと願う。このような取組は、運動部活動をより多彩で活発なもの

のにするとともに、家庭や地域の人々の理解をより深めることに大いに資する。」と謳われているように、児童生徒の自主的・主体的な活動の場としての部活動においてもその展開は、児童生徒、教員、保護者、地域の方々との十分な協議によってなされるべきであろう。

おわりに

中学校教諭の立場で、筆者の地元高知県の学力問題について考察したが、佐藤学は、現在の信頼できる調査結果から確かに指摘しうる6つの「学力」の危機をめぐる様相を示している。それは、

- ① 日本の小学生と中学生の学力は、国際的な比較で見る限り、かつてより低下する傾向はあるが、今も世界のトップレベルを維持している。
- ② 日本は、小学生、中学生では世界のトップレベルの学力を保持しているが、一般市民の「科学的な教養」や「科学に対する関心」は、先進諸国（14カ国）中で最下位に位置している。小中学生の「学力低下」よりも大人の教養の衰退の方が、はるかに深刻。
- ③ 日本の小中学生の学力は、得点では世界のトップレベルにあり、基礎的な内容に関しては高得点をとっているが、創造的な思考や発展的な思考、自分の考えを表現する能力においては世界の平均レベルかそれ以下の得点である。日本的小中学生の学力は、19世紀型の基礎学力において強く、21世紀型の創造的思考において弱い特徴を示している。
- ④ 子どもたちの大半が学年を追うに従って勉強嫌いになり勉強をしなくなる「学びからの逃走」が深刻化している。数々の調査データは、子どもたちを襲っている「学びからの逃走」の方が、「学力低下」よりもはるかに大規模であり深刻であることを示している。
- ⑤ 「学びからの逃走」と「学力低下」は、社会的に低い階級と階層ほど激しく作用している。また、男女でいえば、男の子より女の子において強く作用している。学力の危機は、文化資本において階級と階層の二極分解をいっそう促進する危険がある。
- ⑥ 「大学の学力低下」は、多くの大学人が指摘し

たとおり、年々深刻化している。「大学生の学力低下」は、前述の5つの側面をもつ学力の危機の結果であるが、直接的には、大学における入試科目の削減と教養教育の解体、および、高校における選択科目の拡大の結果として理解する必要がある。

という6点である³⁵⁾。

現場教員として、授業で留意しているのは③である。特に数学の学習は、公式を記憶すること、公式を適用して問題の答えを出すことと誤解されてきた。いつしか問題の解き方を覚え、それによって先生が用意した答えを出すことが数学の授業であると思われるようになってしまった。こうしたとんでもない勘違いが世に浸透しないようにするのが教師の勤めである。

市川は、「新学力観に基づく教育が今、学校に求められているが」という問い合わせに対して、次のように述べている³⁶⁾。「臨教審で、入試競争を中心とする教育荒廃が強く指摘され、個性や創造性を養っていかなければ、という考えが打ち出された。それが様々な審議会などで具体化される中で、驚くほど『新学力観』という言葉が広まった。それは知識偏重を批判しているが、新教育や進歩主義教育として大正時代から連綿と続いてきた考え方と変わらない。戦後の一時期にも、戦前の教育を主知主義と批判し、『問題解決能力』や『生きて働く学力』が主張されたが、うまくいかなかつた。だから、『新しい』と言われると、はてな、と思ってしまう。」市川の指摘するように、大正、昭和、平成いつの時代でも「個性や創造性を養う」ことの重要性は強調してきた。しかし、肝心の授業自体は残念ながら形式的なことだけをやっているものが多い。子どもを中心とした知的で創造的な活動のなされる授業を求め、研修と修養に努めることが、今以上に問われている。

小関は、次のように述べ、授業の大切さを教師に訴えている³⁷⁾。

「不易流行という言葉があるが、小学校・中学校教育の世界では、10年間隔ぐらいで流行する言葉があるようである。例えば、算数・数学教育の世界では、昭和40年代には、『集合』に明け暮れていた。『8の約数を求めよ』と言えばよいのに、『8の約数の集合を求めよ』などといって、いたずらに子どもを混乱させたりした。昭和50年代は、『基礎・基本』に明け暮れていた。『算数・数学における基礎とは何か。基本とは何か』ということが検討さ

れ、議論された。これらの問題が解決されたのかどうか知らないが、平成に入ると、『新しい学力観』、『支援』に明け暮れている。1996年の中教審で『生きる力』という言葉が登場し話題になった。これからは『生きる力』に明け暮れることであろう。いいかげんに『言葉遊び』はやめよう。自らの授業をどう変えればよい授業になるのかが、現在教師に問われているのである。これこそ『不易』の研究である。」

高知県の公立中学校は、成績上位25%の子どもが国立私立中学校に入学するためハンディはあるが、大学入試結果を見る限り、私立の中高一貫校は全国的には学力が高いとはいえない³⁸⁾。せっかく全国平均以上の子どもを入学させても、一部の生徒しか伸びていないと言える。公立中教員は、「意味不問の暗記」ではない授業作りを行い、長期的な展望で子どもを育てることで、県民総意である土佐の教育改革に答える。

また、高知県には土佐教育研究会(以下「土佐研」という。)があり、各教科部会に分かれ全国大会や中四国大会の研究発表会で実践報告を行っているが、その加入率は高くなく、あまり活動も見えていない。また、土佐研に関する文献や資料は公表されておらず、他県の研究団体との組織力の差は歴然としている。例えば愛媛県では、「愛媛県教育研究協議会」(以下「愛教研」という。)が活発に活動を行なっている³⁹⁾。愛教研は、愛媛県内の公立小中学校教員約9千人で組織されており、会則等がホームページで紹介されている。彼らは同じテーマを何年にも渡って複数教員が研究を行ない、継続的に研究成果を報告している。その結果は彼らの共有財産となる。高知の場合、例えば日本数学教育学会主催の研究発表会では発表者の決定も遅く、そのほとんどが個人研究である。また、補助金を受けて発表したレジュメも県の書庫に眠り、どのような研究内容があるのか現場教員は知らない。子どもの学力向上のためには、この研究団体の見直しも大きな課題であるといえる。

註

- 1) 読売新聞 2002年1月18日
- 2) 土佐の教育改革については、高知新聞社編「土佐の教育改革を考える」参照
- 3) 「土佐の教育改革フォローアップ委員会設置要綱」は以下のとおり
(目的及び設置)

第1条

土佐の教育改革を考える点での議論を踏まえた教育改革の各種施策の取り組みについて、県内有識者から客観的な意見を聴取し、教育改革の着実な実行に資するため、土佐の教育改革フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条

委員会は、5人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、土佐の教育改革を考える会の座長及び委員並びに教育関係者の中から高知県教育委員会が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第3条

委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の開催）

第4条

委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、委員長が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議には、高知県教育長及び高知県教育委員会事務局職員が出席して意見を述べることができる。

（庶務）

第5条

委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

（その他）

第6条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、平成13年6月8日から施行し、平成14年3月31日をもって廃止する。

- 4) 中内敏夫「学力とは何か」岩波書店、1983年、pp. 4-5
- 5) 大田堯「学力とはなにか」国土社、1969年、pp. 148-151
- 6) 広岡亮藏「学力論」明治図書、1968年、p. 163 p. 76 pp. 178-184
- 7) 佐藤学「学力を問い合わせ」岩波ブックレットNO. 548、2001年、pp. 15-16
- 8) Criterion-Referenced-Test の略
- 9) 高知大学教育学部附属中、私立中高一貫校は次の7高。高知、土佐、土佐女子、清和女子、高知学芸、明徳義塾、土佐塾。高知県の小学生のうち成績上位約25%がこれらの

国立私立中に入学する。

- 10) 土佐の教育改革フォローアップ委員会名簿

（平成13年度）

【委員長】

半田久米夫：「高知県人権教育推進協議会」会長
（高知新聞社専務取締役・総括担当）
「土佐の教育改革を考える会」座長団

【副委員長】

立川涼：愛媛県環境創造センター所長
「土佐の教育改革を考える会」座長団

【委員】

片岡徳雄：土佐女子短期大学学長
高知県社会教育委員会委員長
「県立高等学校教育問題検討委員会」会長
片山美弥子：主婦・青年農業士
「土佐の教育改革を考える会」委員
辻川新：高知大学名誉教授
前「高知県障害児教育振興対策協議会」会長

- 11) 高知県は、「地域ぐるみ教育」（地域教育推進協議会の設置及び活動、各学校での開かれた学校づくりの推進、家庭教育の充実など）をバックアップする体制として、県教委から「地域教育指導主事」を各市町村に派遣している。地域教育指導主事とは、前述した事業を実施していくうえで、学校・家庭・地域社会の連携のリーダーとして、指導助言・企画調整にあたることを目的として派遣される者であり、高知県単独の制度である。1997年より発足し、1997年13名、1998年31名、1999年には53名（県下53市町村）が各市町村に派遣されている。高知県地域教育指導主事派遣規則第2条において、「県教育委員会は、市町村教育委員会が地域教育指導主事の派遣を申し出た場合において必要と認めたときは、地域教育指導主事を派遣するものとする。」とし、また第3条において「地域教育指導主事は、高知県教育長が選考し、県教育委員会が任命する。」としている。更に、身分規定に関しては、第4条において、「地域教育指導主事は、県教育委員会事務局指導主事とし、派遣先の市町村教育委員会の身分を併せ有するものとする。」としている。教育長の直轄ということであり、実際には小中高の教員が県教育委員会からの任命により、要請のあった市町村の教育委員会に派遣され、派遣先の教育長のもと働いている。ある意味では、教員のステップアップの一環としての位置付けもあり、社会体験のひとつとしてマネージメント、人的ネットワーク作りのための役職でもある。しかし、この地域教育指導主事の果たしている役割は重要であり、「地域教育推進協議会」や「開かれた学校づくり推進委員会」立ち上げ時のメンバー集めや運営に関してその存在はなくてはならないものである。

- 12) 国立教育政策研究所紀要集第130集「数学教育・理科教育の国際比較」2001年3月

- 13) 田中耕治「学力問題を検討する—戦後学力（調査）研究史の視点から（特集日本教育学会第59回大会報告—課題研究学力問題の再検討）教育学研究、2001年、p. 66
- 14) 天野清・黒須俊夫「小学校の国語・算数の学力」秋山書店、1992年
- 15) 前掲。大田堯「学力とはなにか」国土社、1969年、p. 170
- 16) 前掲。中内敏夫「学力とは何か」岩波書店、1983年、p. 61
- 17) 同上。P. 62
- 18) 岡部恒治・戸瀬信之・西村和雄「分数ができない大学生」東洋経済新報社、1999年
- 19) 前掲。広岡亮蔵「学力論」明治図書、1968年、p. 176
- 20) 前掲。国立教育政策研究所紀要集第130集「数学教育・理科教育の国際比較」2001年3月
- 21) 南国市は高知県のほぼ中央に位置して、総面積125.35平方km、人口5万の県内第2の市である。産業では、産業別就労人口は、第1次産業18.0%、第2次産業23.6%、第3次産業58.4%（1995年度国勢調査）と第3次産業が大部分を占め、また、高知県唯一の空の玄関高知空港がある。教育の面では、高知医科大学、高知大学農学部、高知高専および2つの県立実業高校（高知農業高校、高知東工業高校）と1つの県立普通高校（岡豊高校）、私立中・高校（清和女子中・高校）が設置され、4つの幼稚園（公立1、私立3）と16の保育所（公立13、私立3）があり、義務教育では、小学校14校、中学校5校があり約4180人の児童生徒がいる。
- 22) 例えば数学教育では、日本数学教育学会主催の全国算数・数学研究大会など。
- 23) 小島弘道「講座日本の学力15巻学校経営」1979年、pp. 277-278
- 24) 同上。P. 269
- 25) 買手屋仁「指導主事の職務実態と改善動向」日本教育経営学会紀要第36号、1994年
- 26) 佐藤晴雄「指導主事の実態と今後の教育行政絵師の課題」学校経営第42号、第一法規出版、1997年
- 27) 坪井由美「基本法コメント」（教育関係法）1992年、p. 193
- 28) 高橋寛人「季刊教育法」1998年、p. 14
- 29) 指導事務担当者として各市町村に、市には指導主事、町村及び学校組合には充て指導主事である研修指導員を配置している。「充てる」は特殊な任用行為で任命者たる都道府県教委の辞令を伴う。充て指導主事とは、学校に籍を置いて教員身分のまま指導主事の職務に従事する者で、指導主事との職務上の区別はない。地教行法第19条4項には「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育専門事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校の教員をもって充てることができる。」とあるが、これは、指導主事の職が、教員の職務内容と密接な関係にあることに鑑み、特に教員との人事交流を円滑に行える

ようにするためのものである。また「指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中は当該学校教員の職を保有するが、教員の職務には従事しない。」（地教行法施行令第5条）にあるように、給与の決定、懲戒等の身分扱いは任命権者である都道府県教委、服務の監督者は所属する地教委であり、一般教員と同じであるが、直接の上司は所属する地教委の教育長であり、籍を置く学校の校長ではない。また、指導主事は身分名と職名である（文部省初等中等局長回答）が、研修指導員は、高知県独自の設置で高知県教委の研修指導員設置要項（1972年2月25日決定）により職名ではなく、また、授業も担当する。

	研修指導員	指導主事
設置根拠	高知県設置要項。高知県独自の設置。	地教行法（法令）。全国的な設置。
身 分	教諭をもって充てる。職名は教諭。	教員を充てができる。職名である。
職務内容	上司の命を受け、教職員の研修・教育課程・学習指導についての助言、援助に関する事務に従事。（援助・助言） 授業を担当する。	上司の命を受け、学校の教育課程・学習指導、その他学校教育の専門的事項の指導に関する事務に従事。（指導・助言）

研修指導員設置要項

（昭和47年2月25日高知県教育委員会決定）

- 第1 公立小学校及び中学校（以下「公立学校」という。）における日々の教育実践の充実発展を図ることを目的に町村教育委員会へ研修指導員を配置することができる。
- 第2 研修指導員は、県費負担教職員（教諭に限る。）をもって充てる。
- 第3 研修指導員は、高知県教育委員会の指名により町村教育委員会が命ずるものとする。
- 第4 高知県教育委員会は、研修指導員の指名にあたっては、あらかじめ町村教育委員会に協議するものとする。
- 第5 研修指導員は、所属町村教育委員会の命を受け、公立学校教職員の研修及び教育課程並びに学習指導についての助言または援助に関する事務に従事する。
- 第6 研修指導員の職務遂行のために要する旅費その他の諸経費は、当該町村の負担とする。
- 第7 研修指導員の勤務時間その他の勤務条件は、他の県費負担教職員と同様とする。
- 第8 この要項に実施に関して必要な事項は、高知県教育長が定める。

附則

この要項は、昭和47年4月1日から実施する。

- 30) 1999年度静岡県派遣研究生の鈴木照彦氏も述べている。（浦野東洋一「現代教師論」八千代出版、2001年、pp. 210-211）
- 31) 尾崎貢「学校における体育・スポーツに関する指導の改善・充実－運動部活動を中心にして－」中等教育資料、2000年5月号、pp. 20-25

- 32) 矢内忠「校長の5割が社会教育に移行を」内外教育5197号、2001年、pp. 4-5
- 33) 徳永敏文・山下立次「中学校運動部活動に関する調査」岡山大学教育学部研究集録第115号、2000年、pp. 87-99
- 34) 文部省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」1997年12月
- 35) 前掲. 佐藤学「学力を問い合わせる」岩波ブックレット NO. 548、2001年、pp. 23-25
- 36) 読売新聞朝刊、1994年3月25日
- 37) 小関熙純・国宗進編「よい授業の創造と展開」明治図書、1999年、p. 24
- 38) 中村忠一「全国高校格付け2000年度版」東洋経済新報社、1999年 pp. 203-208
- 39) 中学校の全国組織 <http://www.zen-ei-ren.com/chugaku02.htm>